

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者については、雇用契約により本来想定される年間収入※¹が被扶養者の収入要件である130万円（月額108,334円）未満※²です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 収入とは、総支給額を差します。（税控除前で交通費や手当を含む額）

※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円（月額15万円）未満となります。

【組合員・被扶養者記載欄】

提出年月日※ ²		令和 年 月 日
組合員	(フリガナ) 氏 名	
	組合員証記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	
	被扶養者証記号・番号	

※2 組合員が所属所に提出する日付を記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー			
事業所名称				
事業主氏名				
電話番号				
① 雇用契約により本来想定される年間収入 (令和5年11月から令和6年10月までの収入)	円			
② 上記①に対応する期間のうち、人手不足による 労働時間延長等が行われた期間	令和	年	月	から
	令和	年	月	まで
③ 上記②の期間における当事業所での 労働による収入額（実績額）	円			

本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所を経由して公立学校共済組合神奈川支部に提出する書類となります。

記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。